



障がい者福祉

障がい者手帳と療育手帳

☎ 福祉課 ☎ 内線172~179・192

身体障害者手帳

身体に一定以上の障がいがあり日常生活に著しい制限を受ける人が、障がいの程度に応じて各種のサービスを受けるために必要な手帳です。手帳の交付には申請が必要です。

交付対象	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能またはそ しゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、 呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、 HIV感染による免疫機能、肝臓機能障害のある人。
交付手続	指定医の診断書と顔写真1枚(たて4cm×よこ3 cm)と印鑑、マイナンバーカードが必要です。
等級	1~6級 ※数字が小さいほど重度となります。

療育手帳

知的障がい者と判定された人に交付され、障がいの程度により④、A、B、Cの区分があり、障がいの程度に応じて各種のサービスを受けるために必要な手帳です。手帳の交付には申請が必要です。

18歳未満 の人	申請後、児童相談所で判 定(面接)を行います。	【申請に必要なもの】 印鑑 顔写真1枚(たて4cm ×よこ3cm)、マイナ ンバーカード。
18歳以上 の人	申請し現況調査後、埼玉 県総合リハビリテーショ ンセンターで判定(面接) を行います。	

精神障害者保健福祉手帳

一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するもので、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に制度化されたものです。手帳の交付には申請が必要です。

◆交付対象

精神疾患を有する人で、精神障がいのため長期にわたり、日常生活又は社会生活への制約がある人。

◆交付手続き:障害者手帳申請書

指定医の診断書又は、精神障がいを支給事由とした障害年金証書の写し

◆等級:1級~3級

等級は、「精神疾患の状態」とそれに伴う「生活能力障がい」の両面から総合的に判断されます。

障がい福祉サービス

☎ 福祉課 ☎ 内線172~179・192

障害者総合支援法について

平成18年4月1日、障害者総合支援法が施行され、身体・知的・精神・難病の障がい種別に関係なく共通の制度の中で、サービスを利用することができるようになりました。

◎介護給付(令和3年4月現在)

サービスの名称	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障がい者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者に外出時に同行し、移動に必要な情報提供、移動の介護等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

◎訓練等給付(令和3年4月現在)

サービスの名称	サービスの概要
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型=雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活向上の援助を行います。

◎訪問入浴サービス

家庭で入浴することが困難な障がい者に対して、移動浴そう車が出向き、入浴サービスを行います。

◎補装具の交付および修理

身体に障がいのある人に、その障がいを補うための用具(補装具)の交付と修理を行っています

◎身体障がい者日常生活用具の給付

在宅の重度の障がい者(児)に対し、日常生活に必要な用具を給付します。

◎自立支援医療(更生医療)

18歳以上の身体障害者手帳を所持している人で、日常生活上の便宜を増すため障がいの程度を軽減したり、機能を回復することができるような医療を指定自立支援医療機関で受けられます。

◎自立支援医療(育成医療)

身体に障害があるか、または現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障害を残すと認められる児童(18歳未満)で、手術などの治療により症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、その治療に要する医療費の一部を公費で負担する制度です。



●自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患(てんかんを含む)で、通院による精神医療を続ける必要がある症状の人に、通院のための医療費の自己負担を軽減するものです。

●特定疾患見舞金

●特別児童扶養手当

●障害児福祉手当

●特別障害者手当

●在宅重度心身障害者手当

在宅の重度心身障がい者の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的として支給する手当です。

●福祉タクシー利用料金の助成

重度心身障がい者の日常生活の利便を図り、その福祉を増進することを目的として福祉タクシー利用券を交付します。

●生活サポート事業

障がいにより日常生活や社会生活にお困りの人に、一時的な介護サービスを提供します。

●在宅重度心身障害者自動車燃料費助成

●重度心身障害者医療費の助成

高齢者福祉

高齢者の能力活用・社会参加

☎ 福祉課 ☎ 内線172~179・192

老人クラブ

軽スポーツや友愛活動などさまざまな活動を行っています。

◆会員対象者 おおむね60歳以上の人

シルバー人材センター

健康で働く意欲のある高齢者の人々に、社会参加や生きがいがづくりのために仕事を提供します。

☎258-7171

ふれあいセンター

高齢者の健康増進とレクリエーションのための施設です。

施設名	所在地	休館日	電話番号
ふれあいセンター	北永井381-3	毎週日曜・祝日 他12/28~1/4	☎258-7211

高齢者対象の予防接種

☎ 健康増進課母子保健担当 ☎ 内線270~272

下記の予防接種への助成を行っています。(委託医療機関にて実施)

令和3年4月現在

予防接種の種類	対象者	自己負担額
高齢者インフルエンザワクチン予防接種	・65歳以上の希望者 ・60~65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある人	1,500円
高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種	・高齢者肺炎球菌を接種したことがない方で、下記のいずれかに該当する方 ・当該年度に65・70・75・80・85・90・95・100歳となる人 ・60~65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある人	3,000円

高齢者生活支援事業

☎ 福祉課 ☎ 内線176~179

令和3年4月現在

項目	内容	対象者	備考
在宅ねたさき老人紙おむつ給付事業	5,000円/月を限度とし、紙おむつを支給します。	65歳以上の在宅で要介護3以上のねたさきの人	
緊急時連絡システム事業	消防署に連絡するための緊急通報機を設置します。	①65歳以上の高齢者のみで構成される世帯 ②ひとり暮らしで、障害の程度が1級から3級までの身体障害者手帳の交付を受けている人	通話料以外は無料
介護手当支給事業	月額5,000円の手当を支給します。	65歳以上で要介護4以上のねたさきの人を介護している人	ねたさきの人が入所した場合対象外
配食サービス事業	週3回まで昼食を宅配するとともに安否確認を行い、1食300円を助成	65歳以上の高齢者のみで構成される世帯又は日中独居の65歳以上の人	
徘徊高齢者家族支援事業	町の委託業者が徘徊した人を探し、家族に現在位置をお知らせするサービスで、月額利用料の半額を助成します。	認知症の症状がある人又は徘徊してしまう人を介護している世帯	
徘徊高齢者ステッカー配布事業	徘徊により所在不明になった際に個人を特定するための番号が付されたステッカーを配布します。	①要介護者及び要支援者であって徘徊の症状がある人 ②認知症と診断された人	申請の際、全身と上半身の写真が各1枚必要



健康・福祉

健康

母子の健康

☎ 健康増進課母子保健担当(三芳町子育て世代包括支援センター) ☎ 内線270~272

母子健康手帳交付

「妊娠の届出」と「母子健康手帳の交付」は三芳町子育て世代包括支援センター(役場1階)で行っています。お子さんの健康診査や予防接種を受けるときに必要なものですので、大切に保管してください。

出産・育児に関する事業

日程については、広報をご覧ください。

事業名	対象	内容
育児相談	0歳～就学前の乳幼児	乳幼児相談:身体計測、保健相談栄養相談
妊産婦訪問指導	妊産婦	保健師等による訪問指導
新生児訪問・こにちは赤ちゃん訪問	生後4か月までの乳児とその保護者	保健師が訪問し子育てに関する情報をお届けします
こども相談(要予約)	発育・発達やことばについて心配のあるお子さんとその保護者	発達の専門家による個別相談
両親学級(申込制)	安定期の妊婦とその家族	妊娠中の過ごし方について(保健師、管理栄養士による講座) 沐浴、妊婦体験、仲間づくりなど
はじめて子育て講座 ～ほっとサークル～(育児学級) (申込制)	生後2～3か月の乳児とその家族	リラックス講座

乳幼児健康診査

事業名	対象	内容	回数
4か月児健康診査	3～4か月児	身体計測 問診 診察 ブックスタート 保健・栄養相談 離乳食コーナー	月1回
10か月児健康診査	9～10か月児	身体計測 問診 診察 保健・栄養相談 離乳食コーナー	月1回
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児～1歳7か月児	身体計測 問診 診察 歯科診察 保健・栄養相談 プラッシング指導	月1回
2歳児歯科健診	2歳6か月児～2歳7か月児	身体計測 歯科診察 プラッシング指導等 保健・栄養相談 ブックスタートプラス	月1回
3歳児健康診査	3歳6か月児～3歳7か月児	尿検査・身体計測 問診 診察 歯科診察 保健・栄養相談 プラッシング指導	月1回

※フッ素塗布は感染症拡大予防のため実施を見合わせています(令和3年7月現在)。

広告

歯科・小児歯科・矯正歯科
DENTAL OFFICE YAMADA
山田歯科医院

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
10:00～12:30	○	○	○	休	○	○	休
14:30～19:30	○	○	○	休	○	14:30 18:00	休

休診日/木曜日
日曜日
祝日

三芳町藤久保 381-1
☎ 049-259-3911

三芳町フォトギャラリー
Migoshi Town Photo Gallery

予防接種法に基づいて、町内に住民登録がある人を対象に予防接種を実施しています。予防接種は体を守る手助けをしてくれます。予防接種を受けて感染症にかからないように、かかっても軽くすむように強い体をつくりましょう！

乳幼児および児童・生徒を対象とした予防接種

委託医療機関で実施する個別接種です。

令和3年4月現在

予防接種の種類	実施方法	接種をおすすめする年齢 (標準的な接種年齢)と接種方法	法律の中の年齢 (対象年齢)
BCG	個別	生後5～8か月に至るまでに1回接種	1歳に至るまで
四種混合 (ジフテリア・破傷風・百日咳・不活化ポリオ)	個別	1期 <初回接種> 生後3か月～12か月の間に3～8週間間隔で3回接種 <追加接種> 初回接種終了後12か月～18か月の間に1回接種	生後3か月～90か月未満
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	個別	2期 11歳～12歳未満	11歳～13歳未満
麻しん風しん混合	個別	1期 1歳～2歳に至るまでに1回接種	1歳～2歳未満
		2期 5歳以上7歳未満の間に1回接種 (幼稚園等の年長児)	5歳以上7歳未満
日本脳炎	個別	1期 <初回接種> 3歳で1～4週の間隔で2回接種 <追加接種> 4歳で1回接種(初回接種終了後おおむね1年後)	生後6か月～90か月未満
		2期 9歳～10歳未満	9歳～13歳未満
[平成13年4月2日～平成21年10月1日生まれかつ20歳未満の人]については特例措置があります。詳しくは母子保健担当もしくは実施医療機関にお問い合わせください。			
小児用肺炎球菌	個別	<初回接種>生後2～7か月に至るまでの間に27日以上あけて3回接種 <追加接種>1歳～1歳3か月の間に1回接種 (初回接種終了後60日以上の間隔をおいて)	生後2か月～5歳未満
ヘモフィルス型インフルエンザ菌b型(ヒブ)ワクチン	個別	<初回接種>生後2～7か月に至るまでの間に27日以上あけて3回接種 <追加接種>初回接種終了後7～13月までの間に1回接種	生後2か月～5歳未満
水痘	個別	<初回接種>1歳から1歳3か月に至るまでに1回接種 <追加接種>初回接種終了後6月～1年に至るまでに1回接種	1歳～3歳未満
子宮頸がん予防ワクチン	個別	中学1年生	小学6年生～高校1年生
B型肝炎	個別	(初回接種)生後2月～9月に至るまでの間に27日以上あけて2回接種 (追加接種)第1回目の接種から139日以上あけて1回接種	1歳に至るまで
ロタウイルスワクチン	ロタリックス (1価):2回	①ロタリックス(1価) 27日以上の間隔を置いて2回経口投与する。 【注意】2回目の投与は生後24週0日後までに完了すること。	1価:生後6週0日後～24週0日後まで
	ロタテック (5価):3回	②ロタテック(5価) 27日以上の間隔を置いて3回経口投与する。 【注意】3回目の投与は生後32週0日後までに完了すること。	5価:生後6週0日後～32週0日後まで



がん検診等事業

☎ 三芳町役場 健康増進課 健康長寿担当 ☎内線188~190 FAX274-1051
E-mail ganken@town.saitama-miyoshi.lg.jp

自分自身やあなたを必要とする人のためにも、がん検診を受診してください。

職場でがん検診を受診する機会のない方は、町のがん検診を利用できます。各種がん検診の受診年齢をご確認の上、受診してください。

※11月は、がん検診の最終月とインフルエンザの予防接種実施時期が重なるため、医療機関が大変混み合います。他の月での受診にご協力ください。

令和3年4月現在

事業	対象年齢 男性: 女性: 男女:													対象者	回数	実施期間	申込期間	方法	自己負担金	検診場所	申込み先
	20	30	35	40	45	50	55	60	65	71	75歳以上										
大腸がん検診														40歳以上 (57年3月31日までに生まれた方)				便潜血検査 2日法	500円	二市一町の 実施医療機関	受診を希望 する実施医 療機関
肺がん検診																	胸部レントゲン (必要時、喀痰 検査2日法)	500円 (喀痰検査 500円)			
子宮頸がん検診														20歳以上(H14年3月31日 までに生まれた方)で①~③ のいずれかに該当する女性 ①偶数月生まれ ②前年度未受診の奇数月生まれ ③無料クーポン対象者 (H12年4月2日~S13年4 月1日)			視診・内診・子 宮頸部の細胞 診検査	1,000円			
乳がん検診 (個別)														無料クーポン対象者 (S55年4月2日~S56年4月1日) (S47年4月2日~S48年4月1日)		6月1日~ 11月30日	実施期間内 で検査が終 了できるよ う申込み下 さい	マンモグラフィ 検査	無料		
胃がん リスク検診														生年月日が S55.4.2~S56.4.1生まれ の方			血液検査 (ペプシノーゲン・ピロリ菌抗 体検査)	500円			
肝炎ウイルス検診														S57年3月31日以前に生 まれた方で、過去に本検診 に相当する検診を受けた ことがない方			血液検査 (B月・C型ウイ ルス検査)	無料			
緑内障検診														今年度46歳、56歳になる男女 46歳 (S50年4月2日~ S51年4月1日) 56歳 (S40年4月2日~ S41年4月1日)			視力検査、 眼圧測定等	1,000円	三芳町内の 実施医療機関	受診を希望 する三芳町 内の眼科医 療機関	
胃がん検診 (内視鏡検査)														50歳以上の方で①または ②に該当する方 (検診対象の除外条件、禁 忌条件に該当しない方) ①偶数月生まれの方 ②前年度未受診の奇数月 生まれの方		5月1日~ 10月31日	実施期間内 で検査が終 了できるよ う申込み下 さい	問診・ 胃内視鏡検査	50歳~64歳: 3,000円 65歳~: 1,500円	二市一町の 実施医療機関	受診を希望 する実施医 療機関
胃がん検診 (バリウム検査)														40歳以上 (S57年3月31日までに生 まれた方)				500円			
乳がん検診 (集団)														40歳以上 (S57年3月31日 までに生まれた方)で①~③ のいずれかに該当する女性 ①偶数月生まれ ②前年度未受診の奇数月生まれ ③無料クーポン対象者 (S55年4月2日~S56 年4月1日) (S47年4月2日~S48 年4月1日)			パリアムを使った 胃のレントゲン	2,000円	三芳町保健 センター (中央図書館前)	健康増進課 健康長寿担当	
前立腺がん検診													50歳以上			マンモグラフィ 検査	500円				

*全ての検(健)診が、
年度内1回の受診
となります。
2回受診した場合
は、全額自己負担に
なります。

*胃がん検診は、内視
鏡検査または、パ
リアム検査のどち
らかを受診くださ
い。両方受診する
ことは、できません。

健康・福祉

広告

アイルみずほ内科クリニック

■診療科目■ 内科、消化器内科、呼吸器内科
糖尿病内科、循環器内科、アレルギー科

健診 人間ドック 予防接種

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:30	○	○	○	○	○	▲	/
14:30~18:30	○	○	○	○	○	/	/

【休診日】土曜午後、日曜、祝日 ▲...土曜9:00~13:00

富士見市東みずほ台1-3-14 高野ビルディング103

TEL.049-252-8855 ☎あり

三芳町フォトギャラリー
Miyoshi Town Photo Gallery